

令和7年2月3日

選択型実務修習事務担当者 各位

司法研修所事務局企画第二課企画係

令和6年度（第78期）司法修習における選択型実務修習の
事務手続等について（事務連絡）

第78期司法修習における選択型実務修習については、令和6年2月9日付け
「選択型実務修習の運用ガイドライン」に従い、下記の連絡事項に留意の上、事務
手続等を行ってください。

なお、事務手続に当たっては、本日付けで改訂された「選択型実務修習参考書式
集」（以下「参考書式集」という。）に登載された各書式を基本に、各配属庁会に
おいて日程等を調整の上、各配属地における第78期司法修習に適合するように修
正した文書を、各配属庁会から司法修習生に配布してください。また、その際に、
別添の「選択型実務修習に関する留意点」も司法修習生に配布してください。

おって、各修習地の地方検察庁及び弁護士会に対しては、地方裁判所から募集通
知の写しを送付するなどして、事務に遗漏がないようにしてください。

記

第1 選択型実務修習の期間について

1 東京（立川を含む。）、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、
大津及び和歌山を修習地とする第78期司法修習生

令和8年1月13日（火）から同年2月26日（木）まで

2 上記1以外の地を修習地とする第78期司法修習生

令和7年11月19日（水）から令和8年1月9日（金）まで

第2 全国プログラムについて

1 全国プログラムの募集手続について

全国プログラムの募集手続は、司法研修所において行う。全国プログラムの募集から決定までの事務手続の概略は、別紙第1のとおりである。

2 全国プログラムの修習受入決定の通知等について

全国プログラムの修習受入決定については、司法研修所において、第2クール終了時（令和7年7月30日（水））までに、司法修習生に対する通知を行うとともに、全国プログラムの修習受入決定者の名簿を各裁判所の担当者宛てにメールで送信する予定である。

3 全国プログラム受入れの決定が撤回された場合の措置について

全国プログラムの受入決定後に、募集条件等に照らして受入れが撤回された場合や、やむを得ない事情で受入れに支障が生じた場合には、全国プログラム受入れが撤回された司法修習生については、他の個別修習プログラムへの参加が可能であればこれに組み込み、それができないときは、ホームグラウンドでの修習をすることになる。

4 全国プログラム提供先への自己開拓について

全国プログラムの提供先に対し、全国プログラムと同様の修習内容、目的等で自己開拓プログラムを行うことはできない。

第3 個別修習プログラムについて

1 修習生への提示について

各配属庁会は、分野別実務修習の第1クール開始後、令和7年4月25日（金）までに、司法修習生に対し、個別修習プログラムを提示する。

2 個別修習プログラムの情報提供について

第78期司法修習生に対して各配属庁会が提示した個別修習プログラムの一覧表の電子データ（司法修習生提示用に作成した電子データファイルで差し支えない。）を、令和7年6月6日（金）までにフォームから送信する（フォームのURLは追って連絡する。）。

3 個別修習プログラムの実施状況等報告について

第78期司法修習生に対して各配属庁会が提供した個別修習プログラムの実施状況等について、別紙第2の要領で、別紙様式第1による個別修習プログラム実施状況等報告書を作成し、その電子データを、令和8年4月17日（金）までにフォームから送信する方法により報告する（フォームのURLは追って連絡する。）。

第4 自己開拓プログラムの審査結果の情報提供について

「選択型実務修習の運用ガイドライン」第5の4に基づく自己開拓プログラムの審査結果の情報提供は、別紙様式第2により作成した上で、書面に申出書写しを添付し、令和7年11月19日（水）までに電子データをフォームから送信する方法により行う（フォームのURLは追って連絡する。）。

第5 選択型実務修習の旅費及び諸費用について

1 旅費

（1）全プログラムにおける原則

選択型実務修習における個別プログラム、全国プログラム及び自己開拓プログラムのための旅行並びにホームグラウンド修習における個別の指導に係る事件関係等のための旅行で、配属修習地の地方裁判所長が相当と認めるものについては、旅費を支給する。

（2）全国プログラム及び自己開拓プログラムにおける特則

全国プログラム及び自己開拓プログラムにおけるプログラム修習先から更に他所に移動する場合の旅費（例として、宿泊地→プログラム修習先A→移動先Bと順次移動した場合におけるA→B間の旅費）については、配属修習地の地方裁判所長が相当と認めるものを除き、プログラム履修のためであっても支給しない。

ただし、全国プログラムにおいて、プログラム履修のため、プログラム修習先から片道50キロメートルを超える移動が当初から予定されていたもの

(プログラム案内「片道 50 キロメートルを超える移動の可能性の有無」欄に「有」と記載されているもの) であって、かつ、片道 50 キロメートルを超える移動を行った場合において、配属修習地の地方裁判所長が相当と認めるものについては、旅費を支給する。

2 諸費用

自己開拓プログラムでは、修習中の諸費用（修習先での資料等のコピー代や通信連絡費、その他の修習先から請求される費用など）は全て司法修習生の自己負担となる。

第 6 選択型実務修習結果意見書及び選択型実務修習結果レポートについて

以下の 1 の「選択型実務修習結果意見書」については参考書式集 1-5 を、また、2 の「選択型実務修習結果レポート」については参考書式集 3-1 を、それぞれ使用する。

1 選択型実務修習結果意見書（参考書式集 1-5）

司法修習生は、ホームグラウンドでの修習又はホームグラウンド修習以外のプログラムのいずれについても、同意見書の該当箇所を記入し、その上でプログラム指導担当責任者（ホームグラウンドでの修習にあっては、修習指導担当弁護士）に交付する。

司法修習生から選択型実務修習結果意見書を受領したプログラム指導担当責任者は、修習結果についての意見を付し、記名の上、プログラム終了後 3 日以内に、同意見書記載の送付先（修習指導担当弁護士等）に送付する。

プログラム指導担当責任者から選択型実務修習結果意見書を受領した修習指導担当弁護士は、選択型実務修習終了後速やかに、司法修習生ごとに選択型実務修習結果レポートと選択型実務修習結果意見書を取りまとめ、所属の弁護士会会长に送付する。

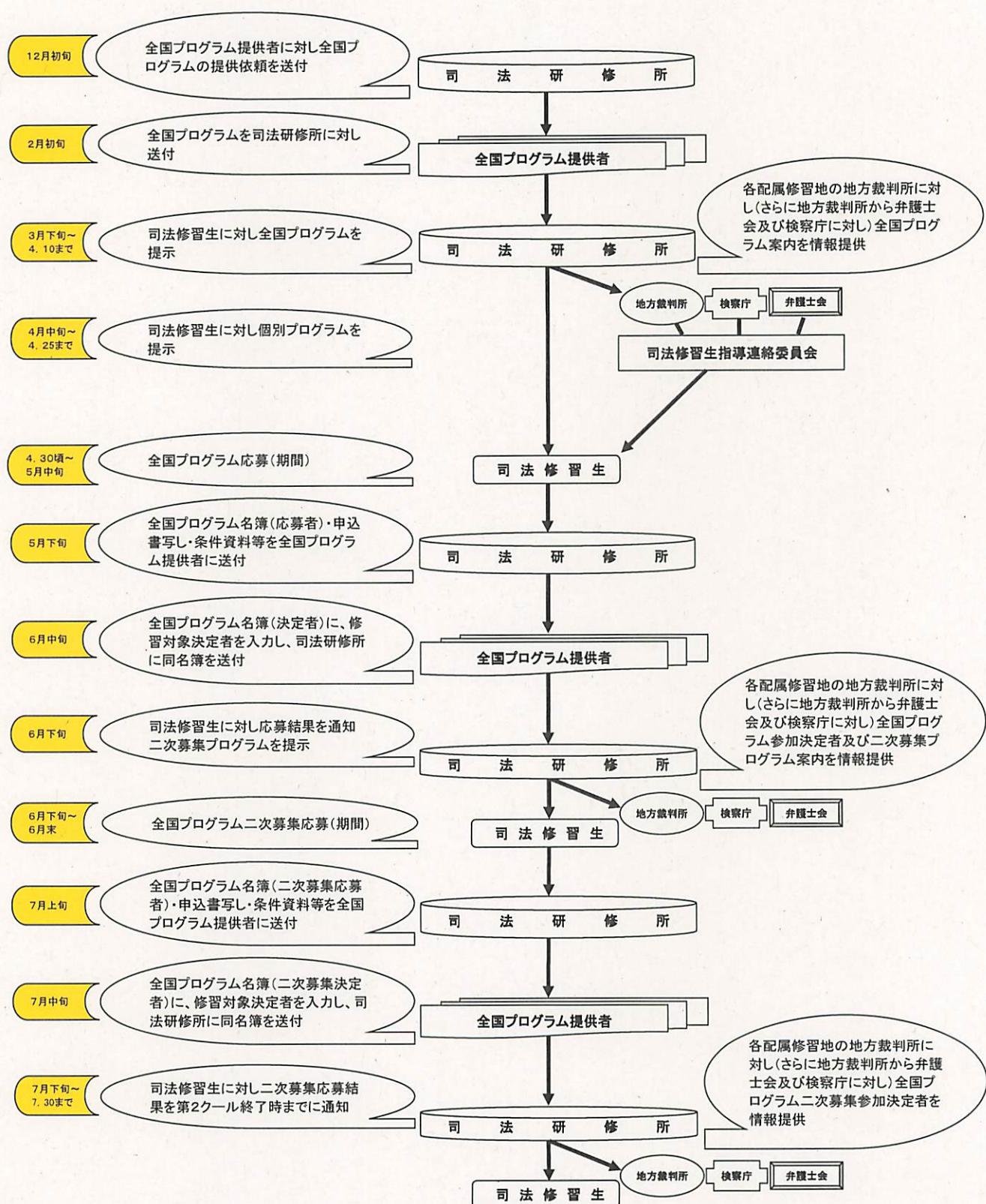
2 選択型実務修習結果レポート（参考書式集 3-1）

司法修習生は、ホームグラウンドでの修習の修習日程、内容及び取組目標の

達成状況等を「2 レポート（ホームグラウンドでの修習）」欄に記載し、個別修習・全国・自己開拓プログラムでの修習日程、内容及び取組目標の達成状況等を、2ページ以降の「3 レポート（個別修習・全国・自己開拓プログラム）」欄に修習先ごとに記載し、プログラム指導担当責任者による確認（記名等）を受け、これを、選択型実務修習終了後速やかに、修習指導担当弁護士に送付する。

司法修習生から選択型実務修習結果レポートを受領した修習指導担当弁護士は、「2 レポート（ホームグラウンドでの修習）」欄の所定箇所に記名等の上、選択型実務修習結果意見書とともに修習地の弁護士会長に送付する。

全国プログラムの募集から決定まで(第78期)



個別修習プログラム報告要領

1 報告事項

(1) 別紙様式第1記載の各項目

「実施内容」については、司法修習生に提示した個別修習プログラムの内容等の報告における修習内容欄の記載に加筆・訂正するなどして、プログラムの内容等を具体的かつ簡潔に記載するものとする。

プログラムの内容等の記載に当たっては、例えば、日程の概要、プログラムの趣旨、プログラムに含まれる個別のカリキュラムの内容（司法修習生ごとに内容を異にするカリキュラムについては一般的な指導内容等、講義・見学等合同で実施されるカリキュラムについては個々の内容、講師の氏名、訪問先等）等を、実施状況を踏まえ、項目を分けるなどして記載する。

また、「実施に当たって工夫した点、司法修習生の取組姿勢、次年度以降の課題等」については、実施状況を踏まえ、司法修習生の指導に当たった者の感想・意見等を、項目を分けるなどして、具体的かつ簡潔に記載するものとする。

なお、「プログラム名」、「募集人数」、「募集条件」等、上記報告と重複する項目については、同報告の電子データを用いるなどして同一の記載をすることで差し支えない。

おって、記載例も参考にされたい。

(2) (1)のほか、各配属庁会の選択型実務修習の全体の実施状況、態勢等に関する特に報告すべき事項

2 報告方法

司法修習生指導連絡委員会において配属庁会の実施状況等を取りまとめた上、1の(1)については別紙様式第1により、上記1の(2)については適宜の様式により、電子データを作成し、これらのデータを当研修所に送付する方法により報告する。

令和 年 月 日

個別修習プログラム実施状況等報告書

修習地	
-----	--

提供配属庁会	プログラム名	場所	期間	募集人數	応募人數	参加人數	実施内容	募集条件	実施に当たって工夫した点、司法修習生の取組姿勢、次年度以降の課題等

令和 年 月 日

個別修習プログラム実施状況等報告書

(記載例)

修習地	
-----	--

提供配属庁会	プログラム名	場 所	期 間	募集人數	応募人數	参加人數	実 施 内 容	募集条件	実施に当たって工夫した点、司法修習生の取組姿勢、次年度以降の課題等
裁判所	民事通常部コース	○○地方裁判所	11/25(月) ～ 12/13(金) (3週間)	20	20	20	・各人の法的知識・習熟度に応じた課題を与えて指導することを基本とした。 ・合議メモの作成や裁判官による合議の傍聴、判決の一部（特定の争点についての判断部分）の起案等を行わせた。 ・指導官によるケース研究（実際の事件を基に作成したケースにつき、修習生で討論等）を実施した。	特になし	①冒頭に個々の修習生と面談を行い、各自の取組目標を把握した上、習熟度に応じた課題を与えた。 ②修習生の一部には、二回試験対策になるような内容に偏った関心を示す者もいたが、概して熱心に取り組んでいた。 ③配属部によって実施内容に若干差が見られたので、調整を図る必要がある。 ④一次募集15人、追加募集5人
検察庁	捜査補完コース	○○地方検察庁	12/16(月) ～ 12/28(金) (2週間)	10	10	10	・分野別実務修習より少人数の修習生を対象に、指導検事の密接な指導の下、検察実務に対する認識をより深めさせることを目的とした。 ・身柄事件の捜査に係る修習を実施し、捜査方針の検討、被疑者及び関係人の取調べ、起訴状の起案を含む処理方針の検討等を行った。	特になし	①修習生の習熟度に応じた適切な事件を配てんするように心掛けた。 ②修習生は責任感と緊張感をもって事件に取り組んでいた。
弁護士会	倒産法実務 (ロールプレイあり)	○○法律事務所	11/26(火) ～ 11/29(金) (4日間)	5	19	5	・弁護士会倒産法部会に所属する弁護士の事務所において、記録検討、打合せの傍聴等の修習をした。 ・以下の全体講習を実施した。 ①破産・民事再生・会社更生・私的整理に関する講義（10月1日、講師○○弁護士） ②債権者集会の見学（10月2日） ③破産・民事再生に関する模擬法律相談（10月3日、講師○○弁護士）（ロールプレイ） ④会社更生中の会社訪問及び管財人との意見交換（10月4日）	破産法、民事再生法についての一応の知識を有することが望ましい。	①基礎知識の付与にとどまらず、見学や模擬法律相談を取り入れるなど、手続や現場を体験できるようにした。 ②債権者集会後の意見交換や管財人との意見交換では特に活発な質疑が行われた。模擬法律相談では、実務で担当した際のイメージが持てたとの感想が多く寄せられた。 ③多数の応募があったため、次年度以降はより募集人数を増やせないか検討したい。
弁護士会	○○集中講義	○○弁護士会	11/25(月) ～ 11/29(金) (1週間)	2	0	0	不実施（応募者がいなかつたため） (実施予定内容) ○○に関する講義	特になし	③他のプログラムと重複したので、次年度以降は、重複しないように日程調整を図る必要がある。

別紙様式第2

自己開拓プログラム審査結果

- ※ 自己開拓プログラムの申出書の写しを添付する。
申出書の別紙、補充説明資料は添付を要する（修習先概要書面、受入承諾書、日程表は不要。）。
- ※ 特記事項欄について、不承認の事案は、その理由を記載し、承認の事案は、審査の際、特に問題となった事項（例えば、法曹の活動との関係など）がある場合のみ、その事項を記載する。

修習地	結果	氏名	修習先	特記事項